

# 宮城県受動喫煙防止対策検討会議 議事録

日時：平成26年10月23日（木）

13:30～15:00

場所：県庁7階 保健福祉部会議室

## （出席者）

相田構成員，阿部構成員，上村構成員，小坂構成員，今野構成員，鈴木構成員，高橋構成員，  
富永構成員

## （欠席者）

小林構成員

## （次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 「宮城県受動喫煙防止ガイドライン（最終案）」について
  - (2) その他
- 3 閉会

## （配布資料）

- 資料1 「宮城県受動喫煙防止ガイドライン（中間案）」に関するパブリックコメントの結果について
- 資料2 宮城県受動喫煙防止ガイドライン（最終案）
- 資料3 図表関係

## 1 開会

### （司会）

本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

会議資料は、次第と資料1から資料3までございます。

資料の不足がございましたら挙手をお願いいたします。皆様よろしいでしょうか？

なお、本会議は、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開とさせていただきます。

また、本日は小林委員が欠席となっております。

それでは、只今より、第3回宮城県受動喫煙防止対策検討会議を開催いたします。

これからの進行につきましては、開催要綱第4第2項の規定により、小坂座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### （小坂座長）

ようやくパブコメが終わり、最終案ができました。なぜ被災地でこのようなことをするのかとい

う御意見もあったようでございますが、被災地だからこそ取り組むべきであり、前に進んでいくことが大事だと思います。ぜひとも、議題は少ないようですが、活発な議論をお願いしたいと思います。

それでは議事に入らせていただきます。

今回は中間案を検討し、様々な御意見をいただきました。その後、たくさんのパブリックコメントが来ましたので、それを含めた中間案からの修正点について、事務局より説明していただき、皆様に御意見等お伺いしたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1、資料2、資料3について説明

(小坂座長)

御説明ありがとうございました。

かなり色々な御意見があったようですが、今の変更点について、ひとつひとつ検討させていただきたいと思います。

まず、「はじめに」のところ変更はないようですので、こちらでよろしいでしょうか。

次に2の「受動喫煙防止の必要性」のデータ(3～5ページ)のところは、資料編に移すということでしたが、よろしいでしょうか。

(富永構成員)

PM2.5の標記は、修正してないようですが。

(事務局)

修正させていただきます。

(小坂座長)

それ以外のところ。よろしいでしょうか。

では3の「背景」ですが、修正は特になかったようです。事実を淡々とということですので、よろしいでしょうか。

では4の「宮城県の受動喫煙防止対策の目標等」というところですが、ガイドラインの7ページですが決まっている話ですので、このままということでもよろしいですか。

続きまして、11ページ、6の「施設・区域における受動喫煙防止対策の方向性」についてですが、11ページの下の方のほうも紆余曲折を経て、こちらに落ち着いたということでございます。

この図でいかがですか？

(高橋副座長)

11ページで「“その他の分煙”としては、・・・完全分煙に比べて効果が低くなります」とありますが、この言い方ではなく、むしろここに、「十分な効果があるとはいえません」というのを入れておいたほうが良いと思います。

下の図のところにあった「分煙は、受動喫煙防止対策として十分であるとは言えません。」は消していますが、本文には、「分煙は受動喫煙防止対策として十分な効果があるとはいえません。」というのを入れた方がしっくりすると思います。確かに効果は低いのですが、言い方として、どうで

しょうか。

「分煙は、受動喫煙防止対策としては、十分であるとはいえません」というのが、確かに何度も出てくるということは、私たちも気づきませんでした。

ただ、「効果が低くなります」とすると効果って何か、何の効果かということになってしまいます。であるならば、「・・・完全分煙に比べて十分な効果があるとはいえません」とあったほうがよい。

ガイドラインなので、一歩引かなくていいのではないかと思います。

(小坂座長)

他の委員の方どうでしょうか。

(富永構成員)

私も高橋構成員の意見に賛成で、完全分煙ならともかく、ガイドラインなので、その他の分煙は切ったほうが良いと思いますけれども。

(小坂座長)

他の構成員の方々どうですか？

阿部構成員、いかがですか？

(阿部構成員)

立場によって、表現が難しいですね。

(小坂座長)

事務局からコメントありますか？

(事務局)

高橋構成員が、「完全分煙に比べて」ということでお話がありましたので、「その他の分煙は、完全分煙に比べて受動喫煙防止対策としては十分な効果があるとはいえません」とドッキングした形でよろしいですか。

(高橋副座長)

そうですね。

(小坂座長)

それ以外のところだと、図ですかね。

(高橋副座長)

図はいいんじゃないでしょうか。

図で目に訴えるのはいい。

(鈴木構成員)

その他の分煙と完全分煙とはかなり階段が上っていますので、はっきり見えると思います。

(小坂座長)

1 2 ページの修正は、いかがでしょうか。完全分煙のところは追加ということですね。

(事務局)

完全分煙でもパーフェクトではないということなので、ここに追加しました。

(高橋副座長)

そうですね。これはいいと思います。

(小坂座長)

では1 2 ページもよろしいでしょうか。

次に、1 3 ページの(1)から1 5 ページの(5)までありますが。

(富永構成員)

1 4 ページの(3)の見出しの下に「ただし、・・・」とつけるというのは、どうなのでしょう。見出しは見出しなので、「ただし、・・・」と入れるのはおかしいと思います。文中に言葉自体を入れるのはいいのですが、見出しとして入れるのは引っかけります。

(小坂座長)

確かにその見出しのなかに入れるというのは、位置が微妙なんですよね。

表題として一体なのか、その下の文章なのか分かりにくい。

(事務局)

受動喫煙対策としては禁煙は望ましいのですが、やはり様々な事情ですぐに禁煙というのが難しい。まずは、完全分煙に取り組もうとしている方が多くいらっしゃるなかで、その方々の意向を尊重するということから、きちんと見出しに出すような形で、完全分煙の記載をさせていただきました。それによって着実に受動喫煙防止対策が1 歩1 歩進むことになると考え、完全分煙を見出しの方に分かりやすく記載させていただいたものです。

(小坂座長)

事務局としては、下の文章までが見出しという理解ですね。

(高橋副座長)

しかし、望ましいのであれば、ただし書きで見出しではなく本文の方がいいのではないのでしょうか。どうしてもできない場合は、対応が必要ですよという感じで。

同じ文章が文中にあります。あくまでも望ましいということで、今はできなくとも将来はやりましょうというのがガイドラインですから。

(小坂座長)

見出しに出す様な形ではないと難しいですか。

(事務局)

パブコメで9割が受動喫煙防止対策を徐々に進めて欲しいというような御意見でしたので、本県

の現状がこういう段階ではないかと考えたところです。

もともと文章の中には入っていたのですが、記載の場所を変えたところです。

(高橋副座長)

文章の中に入っているのであれば表題にはいらなと思います。

(小坂座長)

望ましいと言っているのです、すべきといった場合には、こういう話に気を付けるという方が自然だと思のですが。表題と一体なんですね。

他の構成員の方、いかがでしょうか。

(鈴木構成員)

2回目よりもかなり弱腰な印象はぬぐえないのですが、確かにパブコメの結果を見ても、禁煙は難しいし、現実的に完全分煙も難しい環境があります。

望ましいのですから、目指すところであってそうしなさいということではないのですが、同じ文章が2回出てくるのはどうかなと思います。

(小坂座長)

どちらか片方を記載するというはどうでしょうか。

(高橋副座長)

ここだけ2回出てくるというのは、いちいち言い訳しているように見えますね。

(事務局)

事務局もだいぶ考えました。対象となる施設が、体育館や劇場と一緒に、商店、宿泊施設、飲食店など規模が違うものが一緒になっているので、一緒くたにはできないのも現実かなというのもありました。それから、公共交通機関もここも一括りに出来かねるなどいろいろ考えさせられました。

また、パブコメで県民の皆様の約9割が施設を禁煙にすることに反対だったので、ガイドライン自体もステップアップしていくことが必要なのかなと考えさせられました。ガイドラインを県民の皆様が快く思って使ってくださらないと意味がないので、パブコメをきちっと受け止めましたという姿勢が必要かなと考えた次第でございます。

(高橋副座長)

それは大変よく分かります。でも、二重に書く必要はないかなと思います。どちらかを消しても、十分、別の立場の方も許容しているということになるのではないのでしょうか。

(事務局)

どちらかを消すということで、どちらにするかは検討させていただきたいと思います。

(小坂座長)

ぜひ可能な範囲でお願いします。

これは未来を担う人のためのガイドラインであること、あくまでパブコメは喫煙率が2割しかない中で、パブコメに対する意見などを出してきたのはかなり一部の方なのでしょうから、見えな

いパブコメというのも考えていく必要がありますよね。

次に15ページですが、図についてですが、分かりにくくはないと思うのですが、いかがですか。

(高橋副座長)

私は分かりやすくなって良かったのではないかと思います。

(鈴木構成員)

根拠は、明確になっているのでいいと思います。

(小坂座長)

では、次に17ページの「(1) 県民一人ひとりの役割」における「飲食店等を積極的に利用します」のところですが、いかがでしょうか。

(事務局)

逆に読むと、利用するなど言っているように受け取れるのでこれは削除したいと思います。

(小坂座長)

たばこ吸う人と吸わない人の立場ということになりますが、ここは削除し、最終案の表現にすることでよろしいですか。

それでは続きまして、19ページの8の「宮城県における受動喫煙対策」ですが、ステッカーをどこまで配るかは明確にはしていないですよ。

(事務局)

今後、来年度予算要求の作業の中で具体化をしていきたいと考えておりますが、11月下旬の協議会では一定のものをお示しできるかもしれません。実は説明不足でございましたが、受動喫煙防止宣言施設については仙台市さんも同様の制度を考えており、現在、県と仙台市が連携してできないか検討を始めていますし、また、この制度を運用する中で多くが中小企業ということですので、協会けんぽの御協力をいただきながら進められないかということで、協会けんぽとも検討しているところです。関係機関と連携・協調しながら、できるだけ幅広い、効果的なものにしていきたいと考えています。

(小坂座長)

パブコメの中で県民からの申告もできるようにして欲しい旨の意見がありましたが、基本的には自分が宣言して欲しいということですよ。

制度として周知されるように関係者との連携が必要であり、皆が使えないような制度でないといけないと思います。

他に、宮城県の受動喫煙防止対策としてはよろしいでしょうか。

それでは資料1の最後、9の「その他」のタバコ税などのところについて、ガイドラインの修正はないということですのでよろしいでしょうか。

今一通り御意見いただきましたが、全体を通して御意見等ありましたらお願いします。

(鈴木構成員)

ガイドライン資料編の65ページのところで不思議な数字だなと思ったのですが、厚労省のホー

ムページで確認し間違いはないようなのですが、宮城県が平成22年までは9位なのに、一気に37位まで下がっています。我々のデータでは、こんなに下がっていないし、平成24年度は和歌山県や山梨県もかなり下がっており不思議な数字だなど、正しいか正しくないかということではないのですが、平均より下だったので確認したしだいです。

(小坂座長)

データには色々あります。これは、国民健康・栄養調査ですので、大規模調査とそうでないときにサンプルサイズが違ったり、被災後で以前とは違う状況もあり、対象者の選定で何か違ったのかと思うのですが、国が出したデータではあるけれど、こんなに良くはないだろうという御意見ですね。

(鈴木構成員)

受動喫煙防止のこぶしを揚げたのに、結構良い数字だよねと思ってました。

(事務局)

平成24年度は単年度なので、右側は多少サンプルサイズが少なく、偏りが出てしまっているかもしれません。

全国平均自体が良くなっており、パーセントが少なくなっているの、傾向としては下がっているのだろうと思います。

(小坂座長)

その他に、追加情報があれば、皆様方と情報共有したいと思います。

(相田構成員)

たばこは歯周病の最大のリスクで、今回のガイドラインは、子どもたちを守るということですが、パブリックコメントの意見を取り入れ、ちょっと後退したようなところもありますが、歯科医師会の先生方にもよく説明したいと思っています。また、今回皆様の話し合いによって生まれ、とてもすばらしいガイドラインができたと思います。歯科医師会の先生方にも十分に説明して御納得していただきたいと思っています。

(今野構成員)

14ページの(3)のところは、悶々としますね。うまい捌きをお願いします。

(小坂座長)

今野委員としては、ただし書きの部分を表題か本文中かどちらか1つにした方がいいということでしょうか。

(今野構成員)

14ページ(3)の区分には、飲食店の他いろいろな施設が入っているので、文章の中に入っているの、タイトルの2行目を取ってもいいかとも思いますが、逆に、表題にあることによって、少しホッとする人もいると思うことから、なるべくならタイトルに残してほしいと思います。

(上村構成員)

素案から中間案、そして最終案まで、大変皆さんの苦勞と、事務局に対して敬意を表するところです。たばこというのは、400年の歴史がある嗜好品の1つですから拙速主義ではなく、時間をかけ取り組んでいくものであり、マナーの問題を少しずつ解決することで、だいぶ解消される部分もあると思います。マナーとしては、乳児や老人の前では吸わない、病室では吸わない、タバコのポイ捨てはしないなどがあると思います。

また、労働局の助成金で上限が400万の工事に対して1/2の200万円まで補助するというものがあります。400万円のものであれば十分な設備のものができると思います。こういったものもう少し啓発し、みんなが取り入れていけるように、県民市民が、禁煙分煙が必要なんだという気運が醸成するまで待っていいと思います。

日本の国民が1年間に受動喫煙にあう量というのはたばこの本数にすると、年間で1本から20本の間と聞きました。国民が受ける影響というのは、我々が考えるより、意外と少ないのかもしれませんが。大変いいガイドラインができあがったわけですから、いろんな場面で浸透し先程座長もお話されましたが、被災地であるがゆえに取り組む重要性を理解し、他県にも波及していくといいと思います。よくここまでまとめあげたという驚きです。本当に敬意を表します。

(高橋副座長)

私も同じ意見です。パブコメを見てびっくりするぐらい多様な意見が県民から出ておりますが、これに向かって行きましょうというのがガイドラインですので、皆様の意見が全部反映はできなかったですが、やはり理想を掲げて、それに向かって時間はかかるかも知れませんが、旗を掲げるといことで意義のあるものだと思います。

(小坂座長)

アメリカのある大学院で一番最初に学ぶことは利害関係者の理解ということです。何か政策を進める時には反対派意見を修正していかなければならない。その時にお互いの共通点を認めながら落としどころを見つける。まさしく今回のガイドラインの作成も利害関係を調整していく作業だったと思います。最終的なところは政治の世界に入っていました。今回のガイドラインは宮城県の政治の力のレベルを表していると思います。これは、あくまでもガイドラインであって、今後どう進めていくかというのが重要だと思います。海外から来た人からは、今でもタバコの煙に曝されてしまうところがあるということに驚かれます。ガイドラインができたことはスタートであって、ガイドラインの実効性を担保していくことが大切だと思います。世界の情勢は決まっているわけですから、それに向けて宮城県、被災地だけ凄いいよねというところをガイドラインをきっかけに見せていけるように進んでいければと思います。事務局の方々も思いは一緒だと思いますので、これから頑張りましょうということです。ありがとうございました。

事務局のほうにお返しします。

(司会)

小坂座長、本当にありがとうございます。

最後になりますけれども、健康推進課長の小泉から、御挨拶申し上げます。

(小泉健康推進課長)

3回にわたりまして、お忙しい中ありがとうございました。宮城県としては、今までは受動喫煙防止に関し何もありませんでした。仙台市さんは分煙ガイドラインがあって、今回受動喫煙防止ガ



イドラインを策定したということです。ようやく県でもガイドラインを作ることができて本当に嬉しいです。私達にとっては、すごく大きな一歩であり、皆様方が作ってくださったことに本当に御礼を申し上げます。

これをきっかけに、ガイドラインそのものもステップアップしていかなければならないと思います。

世界からお客様がいらっしゃるような時には、いい米といい空気といいおもてなしでお迎えできるような宮城県になっていきたいと思っています。その最初の1歩を踏み出せてうれしく思っています。受動喫煙防止対策については、賛成の方、反対の方様々いらっしゃいますが、やはり子どもなどが健康で過ごしてしていくために頑張りたいと思います。お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第3回受動喫煙防止検討会議を終了いたします。

本当に皆様、ありがとうございました。